

令和2年度企画展 「ちばの縄文－貝塚からさぐる縄文人のくらし－」

県立中央博物館

県立中央博物館で令和2年10月10日～12月13日まで開催する企画展「ちばの縄文－貝塚からさぐる縄文人のくらし－」では、県内各地の遺跡から出土した様々な遺物を通して、ちばの歴史を語る上で欠くことのできない縄文時代とその文化について紹介する。

1 縄文研究のはじまり

－貝塚は絶好のフィールド－

千葉は全国の貝塚の約3割が所在する日本一の貝塚密集地帯である。日本列島は酸性土壌であるため、通常の遺跡では貝や骨、植物などの有機物は溶けてしまい残らない。ところが貝塚は貝殻のカルシウム分が土壌を中和するので、土器や石器だけでなく有機物も出土する。そのため縄文研究には絶好のフィールドとなり、明治の考古学黎明期から多くの研究者・収集家たちが千葉を訪れ、盛んに発掘が行われた。

今回、明治末頃に余山貝塚（銚子市）で発掘後、県外で所蔵され、重要文化財にも指定されている土偶を約100年ぶりに里帰りさ

せて展示する。幸田貝塚出土品（松戸市）、南羽鳥なかのこき中岫1遺跡土坑出土品（成田市）とあわせ、ちばの縄文関連重要文化財3件が揃うのは、おそらく初めてのことである。



余山貝塚出土土偶
(公益財団法人辰馬考古資料館所蔵)

2 貝塚からさぐる縄文人のくらし

(1) 縄文人をさぐる

考古学黎明期から現代に至るまで、縄文人への関心は高く、最新の科学技術を用いた研究が続けられている。生物の細胞内にあるミトコンドリアは独自のDNA情報を持ち、母から子へと遺伝することから、母系のルーツをさぐる研究に用いられている。

本展覧会では、縄文人や現代日本人のルーツをさぐるヒントともなる、下太田貝塚（茂原市）出土人骨の研究成果を紹介する。

(2) 食生活をさぐる

縄文人の食生活をさぐる方法で最も簡単なのは遺跡から出土する食べかす（動植物遺体）を調べることだが、有機物は残りにくいので、食べていたもの全てが出土するとは限らない。そこで近年、出土人骨を自然科学的に分析し、その人が何を食べていたのかを直接的に調べる方法が開発され、注目されている。

本展覧会ではありよきた貝塚（千葉市）、大寺山洞穴（館山市）、道免き谷津遺跡（市川市）、西根遺跡（印西市）を取り上げ、動植物遺体、道具類や遺構、自然科学分析の3つの視点から、縄文人の食生活に迫る。

3 ちばの発掘最前線！

現在も、県内各地で発掘が行われている。緻密な調査と地道な整理・研究からは、新しい知見も生まれている。

上記のほか、縄文時代の古環境や縄文人の活動範囲、祈りやまつりなど心をさぐるコーナーもある。この秋は、県立中央博物館で縄文人のくらしを学び、ちばの縄文の姿を体感していただきたい。

令和2年度企画展「福を呼ぶ小袖と房総の万祝^{まいわい}」

県立中央博物館大多喜城分館

県立中央博物館大多喜城分館では、令和2年10月23日（金）から12月6日（日）の会期で、企画展「福を呼ぶ小袖と房総の万祝」を開催する。

近年、風水害や新型コロナウイルスなど、私たちを悩ます問題が多数発生しているが、今回の展示では、小袖と万祝に描かれた吉祥模様と呼ばれるおめでたい模様を紹介し、少しの間、華やいだ雰囲気味わっていただければとの思いから企画した。

日本を代表する服飾「きもの」は、江戸時代から近代にかけて各階層の人々が着用した「小袖」を祖型とする。小袖は男女ともほぼ同一の形態であったため、染織や刺繍など様々な技法を駆使した模様や大胆な構図を施すことによって個性を演出した。また、当時の人々は、縁起の良い意匠やおめでたい文字を散りばめた小袖を好んで着用し、互いに贈答して幸運や長寿を願ったといわれている。

展示会では、江戸時代に製作された「寿」などの文字や「鶴」、「亀」など、おめでたい意匠をあしらった小袖のほか、江戸時代のファッションカタログとも評される小袖雛形本も併せて展示し、江戸のファッションモードに見る吉祥模様を紹介する。

また、房総が発祥とされる小袖の一種「万祝」は、大漁の祝いに船主や網元から漁師などに配られる着物である。「漁師の晴れ着」として、祝いの日などには人々が揃いの万祝を身にまとい、豊漁を祈願して神社への参拝を行っていた。このような万祝の模様には、漁の対象となる魚や船印のほか、「恵比寿」や「三番叟^{さんぼんそう}」、「しめ縄」など、ハレにふさわ

しいおめでたい模様が色とりどりの色彩で染め抜かれている。ここでは、万祝に描かれた様々な吉祥模様を紹介するとともに、錦絵や銅版画などに描かれた万祝、その製作過程や染め型紙、雛形本、染め見本などの製作に関わる道具についても紹介する。



写真：万祝（恵比寿）

■展覧会情報

会 期：令和2年10月23日（金）～
令和2年12月6日（日）

開館時間：午前9時～午後4時30分
（入館は4時まで）

休 館 日：月曜日

（月曜日が祝休日の場合は翌日）

入 場 料：一般300円、高校・大学生150円

■問合せ先

千葉県立中央博物館大多喜城分館

住所：夷隅郡大多喜町大多喜481

電話：0470-82-3007

URL：<http://www.chiba-muse.or.jp/SONAN/>

教育相談事業の紹介

県総合教育センター特別支援教育部

1 はじめに

特別支援教育部は、特別な教育的支援を必要とする幼児・児童・生徒本人と保護者に対して教育相談を行っている。近年は、発達障害の子供の相談が7割を占めている。

2 教育相談事業の概要

教育相談は、当部の所員及び相談員（公認心理師、言語聴覚士を含む）で対応している。

※（ ）内は、令和元年度の回数・件数

(1)来所相談について

①来所相談（81件 515回）

保護者担当と子供担当を決め、二人体制で行っている。

②グループ活動（6回）

来所相談に来ている子供たちに小集団で安全に楽しく活動できる場を提供している。

③医療相談（38件）

来所相談の内容により、精神科・小児科の医師、視覚認知（見え方）に関する公認心理師による相談を行っている。

(2)電話相談（551件）・メール相談（21件）

本人や保護者の他に学校の職員からの相談にも応じている。

(3)出張相談（10件）

来所相談を重ねる中で、保護者から希望があった場合、本人の在籍する学校等に実際に訪問して連携を図っている。

3 教育相談の具体例

①来所相談事例……小学5年の不登校児童。

不登校の要因として本人の特性（広汎性発達障害）と母子の関係性があげられると見立てを行い、丁寧な対応を重ねている。

②検査の実施例……相談を重ねる中で、保護者からの希望で実施。WISC-IVとKABC-IIの検査を行い、本人の特性について把握し、有効な学習方法等を保護者に伝えた。相談では、遅刻や忘れ物をしないようにワークシートにて計画を立てて実行している。

③医療相談の実施例……相談を重ねる中で、保護者からの希望で実施。医師から本人の特性について、専門的見解が示され、今後の方向性について保護者と確認ができた。

④出張相談の実施例……保護者からの希望により、所属校での本人の様子を参観した。校長・学年主任・担任・関係機関とのケース会議では、支援方法について検討した。

⑤地域との連携例……中学3年の不登校生徒。相談を重ねる中で、保護者の承諾の下、地域の進路状況に詳しい市教委に相談をつなげ、卒業後の進路について検討を重ねた。

- ・本人の特性や保護者の気持ちを考慮しながら、適切なアドバイスをを行っている。
- ・関係機関との情報共有を的確に行い、適切な支援策を話し合うことで、保護者と学校や市教委等との連携に心がけている。

4 おわりに

子供や保護者に寄り添い、相談活動を行っている。是非ご活用願いたい。

千葉県稲毛区小仲台5-10-2

（千葉県子どもと親のサポートセンター内）

電話相談：043-207-6025

【月～金：9：00～17：00

（祝日、年末・年始は除く）】

メール相談：sosesoudan@chiba-c.ed.jp

子供たちの「かけがえのない命」を守るために ～「学校安全の手引」の活用～

県教育庁教育振興部学校安全保健課

1 はじめに

千葉県では、令和元年9月、10月、立て続けに台風や集中豪雨に見舞われ、県内に大きな被害が発生した。また、登下校中に児童生徒等の尊い命が奪われる事件や事故が発生するなど、近年、子供たちを取り巻く社会的な情勢は年々変化しており、新たな課題が次々と顕在化し、今後さらに深刻化していくことも懸念される。

そこで、県教育委員会では、これまでの「安全管理の手引」を大幅に改訂し、学校における「安全教育」「安全管理」の強化を図った「学校安全の手引」を令和2年3月に発行し、県内全ての幼稚園、幼保連携型認定こども園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、特別支援学校に配付した。

2 「学校安全の手引」の活用

(1)自ら考え、主体的に判断・行動できる子供の育成

子供たちは、単に守られるだけの存在ではない。幼稚園から高等学校までの発達段階に応じて、児童生徒等の、自ら安全に対して主体的に考える力、及び生涯にわたって健康で安全な生活を送るための基盤となる、基礎的な資質・能力を継続的に育成していくことが求められる。本手引には、安全教育の3領域、「生活安全」「交通安全」「災害安全」について、発達段階ごとに指導しておきたい内容の一覧、及び具体的にどのように安全教育に取り組んでいけばよいか、指導例も示した。

学校教育活動全体を通じて安全教育を行っていく上で、「教科等における安全教育」「日

常的な安全教育」「定期的な安全教育」をどのように関連付けて取り扱うと効果的であるかを実践例として示し、児童生徒等に印刷して配付できるような資料やワークシート等も掲載するなど、各学校園において、児童生徒等の実態、地域の実態等に合わせた安全教育の実施に役立てられるよう工夫して作成した。

(2)安全・安心な環境づくり

子供たちが健やかに育つために、「安全・安心な環境づくり」は必須であり、そのためには、「安全管理」の徹底と「組織活動」の充実が必要となる。手引には、安全管理の法的根拠、学校環境や学校生活の安全管理上の留意点、事故等の発生に備えた安全管理等、「安全管理」の基本となる情報をわかりやすくまとめている。また、令和元年に千葉県を襲った台風・大雨の災害状況や課題等も掲載しているので、次への教訓としてぜひ活用し、各学校園の安全強化に役立てていただきたい。

更に、家庭・地域・関係機関を含めた「組織活動」による安全・安心な環境づくりも、手引を参考に充実させていきたい。

3 おわりに

「学校安全の手引」は、教育庁教育振興部学校安全保健課のWebサイトからダウンロード可能となっている。各種ワークシートや資料、危機管理マニュアル等、必要に応じて印刷し、授業や研修等で活用いただきたい。

「学校で使いやすいものを！」を合言葉に作成したこの「学校安全の手引」を、子供たちの「かけがえのない命」を守るために多くの学校で活用いただくことを期待している。